

原田地区 地域おたすけガイド

1. 活動基準
2. 災害対策本部設置基準
3. 基本情報
4. 資機材庫リスト
5. 地震
6. とりまとめ事項
7. 地域マップ
8. 各種行動の事前指示書

2020年3月作成

原田防災福祉コミュニティ

1.活動基準

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- 防災福祉コミュニティの役員だけが使用するのではなく、災害時集まった人たちで地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲で防災活動を行いましょう。

2.防コミ運営本部設置基準

- 震度 5 強以上の地震が発生した場合
- 地域内で災害による被害が予想される場合
- 地震による被害が発生したとき
- 台風や集中豪雨による被害が発生したとき

3. 基本情報

防コミ運営本部 (集合場所)	原田資料館 (城内通公園)				
防災資機材庫	城内通公園				
	灘北小公園				
緊急避難場所 (屋内)	緊急避難場所の名称	土砂 災害	洪水	津波	避難所
	福住小学校	△	○	○	○
	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（稗田小学校・王子スポーツセンター）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可				
	王子スポーツ センター	○	○	○	○
	稗田小学校	○	○	○	○
	宮本小学校	○	○	○	○
緊急避難場所 (屋外)	緊急避難場所の名称	地震	津波	大火灾	
	王子公園 サブグラウンド	○	○	○	
防災行政無線 保有者					
災害時要援護者 台帳保管場所	防コミ会長宅				
給水拠点	王子南給水拠点				
	王子公園給水拠点				

4. 防災資機材庫リスト

		城内通公園	灘北小公園	合計
鍵保管者				
1	収納庫（中型）	1	1	2
2	携帯用発電機	1	1	2
3	布バケツ	25	25	50
4	スコップ	9	9	18
5	バール	3	3	6
6	ノコギリ	6	6	12
7	折りたたみノコギリ	8	8	16
8	ハンマー	5	5	10
9	オノ		2	2
10	簡易ジャッキ	3	3	6
11	ツルハシ	5	5	10
12	ボルトクリッパー	2	2	4
13	とび口	2	2	4
14	折りたたみ担架	2	2	4
15	ヘルメット	18	18	36
16	携帯用電灯	3	3	6
17	トランジスタメガホン	2	2	4
18	サルベージシート	20	20	40
19	腕章	30	30	60
20	投光機（三脚付き）	1	1	2
21	コードリール	1	1	1
22	台車	2	2	4
23	広報訓練用拡声器		1	1
24	一輪車	2	2	4
25	救急セット（20名分）	1	1	2

5. 地震時

【災害発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

個人の行動

地震発生直後の安全の確保

内 容	確 認
地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する	
火を使用している場合は、可能な限り火を止める	
火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う	
停電時にはブレーカーを落として、避難する	
家族の安全を確認する	
ラジオなどで情報の確認	
自宅周辺の被害状況を確認する	

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

内 容	確 認
防コミ運営本部に来るときに情報を集めながら来る	
防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる	
本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める	
統括防災リーダーは必要に応じて、班構成を行う（情報班、安否確認班、救出救護班など）	

本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙など設置準備	
情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す	

2 情報収集・伝達

内 容	確 認
防 コミ 本部に参集する道中で被災状況などの情報を集める	
防 災 行 政 無 線 、 ラ ジ オ 、 テ レ ビ 等 か ら 地 震 情 報 等 の 収 集 を 行 う	
危 険 箇 所 、 道 の 狹 い 場 所 な ど の 被 害 が な い か を 確 認 す る	
ホ ー ム ペ ー ジ を 活 用 し た 情 報 収 集 ・ 情 報 発 信 を 行 う	

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

3 安否確認

内 容	確 認
安否確認を行う（メガホン等を活用）	

* (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う

4 消火活動

内 容	確 認
出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する	
水バケツや近所の消火器、耐震性貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う	
火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する（メガホン等を活用）	

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

5 救出・救護活動

内 容	確 認
救出活動人員の割り振りをする	
消防へ連絡する	
二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する（バール等を活用）	
被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する（救急セットが足りない場合はご近所にも依頼）	
倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める	

* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

6 救護所の設置

内 容	確 認
けがの手当てができるよう救護所を設置する	
資機材の応急セットやご近所から救急箱を提供してもらう	
近隣の医療機関の応援を求める	

7 災害時要援護者の避難支援

内 容	確 認
自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う	
支援者の割り振りをする	

8 区や消防署への連絡

内 容	確 認
被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する	

9 避難所の開設

内 容	確 認
学校関係者や区役所職員と協力し緊急避難場所の開設支援をする	
避難者名簿作成の支援をする	

6. 風水害時

【災害発生前】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

内 容	確 認
防コミ運営本部に来るときに情報を集めながら来る	
防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる	
本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める	
統括防災リーダーは班構成を行う（情報班、避難支援班など）	

2 情報収集・伝達・連絡体制の確保

内 容	確 認
防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する	
収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、警戒区域内の住民に伝達する	
洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、警戒区域内の災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。	
要援護者の避難誘導ができる体制を整える（人員確保等）	
情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく	

3 災害時要援護者の避難誘導

内 容	確 認
洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、警戒区域内の 災害時要援護者に対して、避難誘導を実施する	

4 資機材等の確保

内 容	確 認
災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする	

5 緊急避難場所の開設

内 容	確 認
学校関係者や区役所職員と協力し緊急避難場所の開設支援 をする	
避難者名簿の作成支援をする	

【災害発生直後】**防災福祉コミュニティとしての活動****1 防コミ運営本部による指揮**

内 容	確 認
防コミ運営本部が立ち上がってない場合は、【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げ、統括防災リーダーは班構成を行う	
情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す	

2 情報収集・伝達

内 容	確 認
防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する	
情報収集・伝達班および安否確認班は、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う	

3 安否確認

内 容	確 認
分担して安否確認を行う	

* (災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は) 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う

4 救出・救護

内 容	確 認
二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する	
被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する	

5 区や消防署への連絡

内 容	確 認
被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する	

6 避難所の開設

内 容	確 認
学校関係者や区役所職員と協力し緊急避難場所の開設支援をする	
避難者名簿の作成支援をする	

6.とりまとめ事項 【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

内 容	確 認
防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す	

2 避難所の運営支援

内 容	確 認
学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる	
女性や子育て家庭、同行避難してきたペット、災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）	
福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ	

3 生活情報の収集

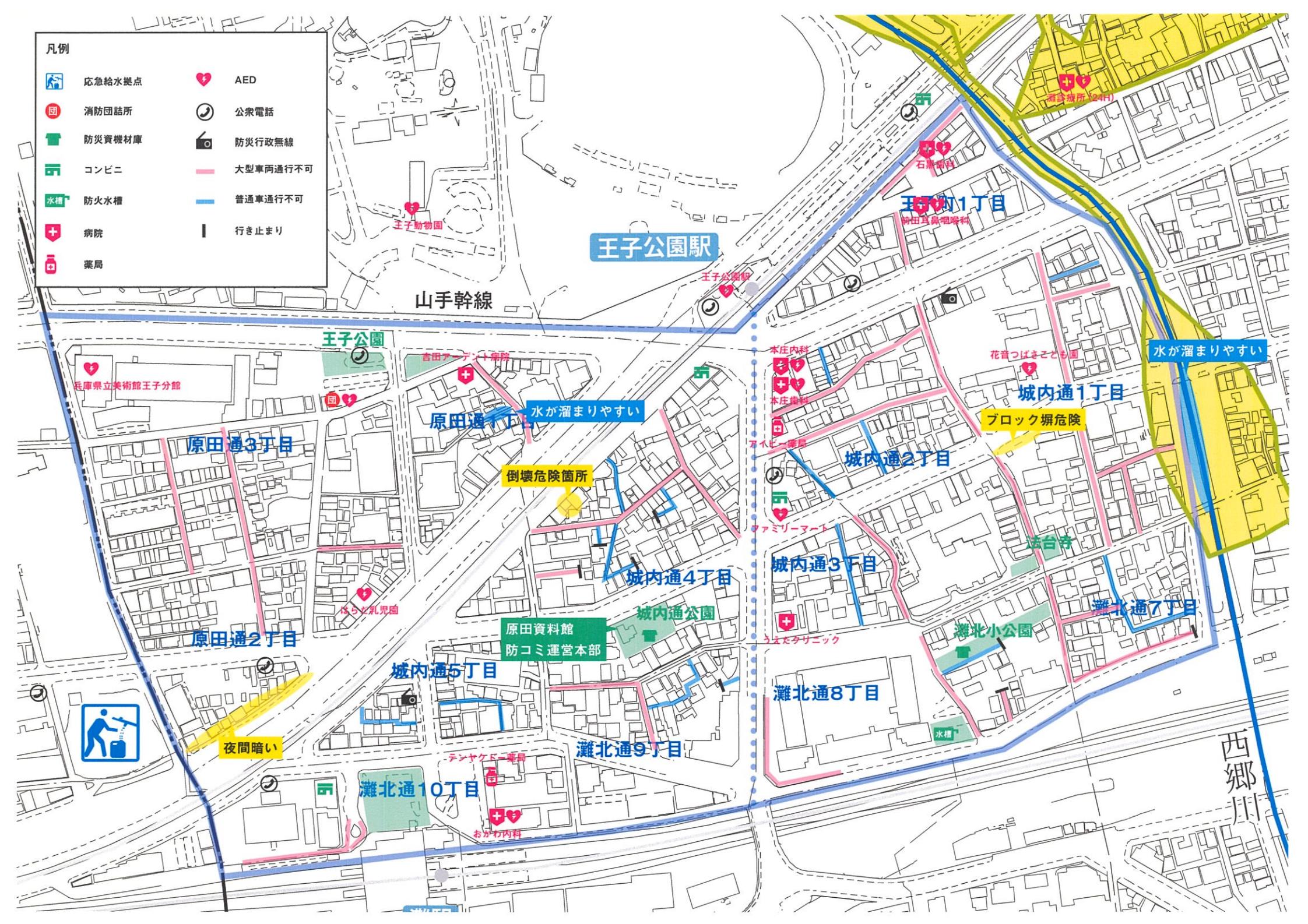
内 容	確 認
生活情報の収集及び住民への周知（掲示板等）	

4 防火・防犯パトロール

内 容	確 認
パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う	

凡例

応急給水拠点	AED
消防団詰所	公衆電話
防災資機材庫	防災行政無線
コンビニ	大型車両通行不可
水槽	普通車両通行不可
防火水槽	行き止まり
病院	
薬局	



ブロックごとに調査する内容と記号（例）

以下の例に従って、地図上に赤か青で記載してください。

狭い道路

— » 大型車両が通れない道

— » 普通車が通れない道

— 行き止まりになっている道（道幅の色（赤か青）で記載）



公衆電話



コンビニ



薬局



病院



危険な箇所、注意すべき箇所など

ブロック塀

情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1 情報収集

(1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(2) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(3) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(4) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

- 安否確認情報の収集
- 安否不明者の確認

各自の持ち寄った情報を集約する

※災害時の要援護者名簿を事前に用意していない場合は民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

消火活動

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う
- 出火場所を確認し、消火人員を割り振る

消火活動手順

1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。

2 小型動力ポンプの使用

(消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差は C 級で 7m 以内、D 級で 4m 以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

- (1) 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

救出・救護活動

- 資機材倉庫より必要な資機材を活用する
- 救護（応急手当）を実施する

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大なものがずれたり倒壊したりしないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。